

多文化家族への支援—現状と課題

Support to Cross-cultural Families in Japan—Current Situation and Challenges

佐竹 眞明 (名古屋学院大学)

Masaaki Satake (Nagoya Gakuin University)

【キーワード】 多文化家族、国際結婚、多文化共生、支援

はじめに

日本では国際結婚が増加し、日本人や外国人配偶者、子どもといった当事者が増えてきた。しかし、政府や自治体による外国人施策では国際結婚の家庭は独立した対象として取り上げられていない。「多文化共生」に向けた施策が展開される中、様々な問題を抱える国際結婚家庭への支援は十分とはいえない。そうした問題意識に基き、報告者は「多文化家族への支援に向けて—国際結婚と多文化共生」という共同研究を行ってきた。本報告は研究成果に依拠し、多文化家族とは、多文化家族への支援、当事者夫婦の声、おわりにを論じる。

I. 多文化家族とは

1. 定義

「多文化家族」とは日本で暮らす日本人と外国籍者との婚姻家庭を指す。帰化により日本国籍を取得した人と日本人との婚姻家庭、日本人と婚姻した外国籍者が帰化により日本国籍を取得した婚姻家庭も含む。そして、子どもを抱える国際離婚家庭も含む。

多文化家族という用語を用いる理由は3点ある。第1に、この用語が「ダブル」の子どもを含め、新しい家族像を示唆すること。第2に「多文化共生」の視点から家族を考える必要があること。第3に、韓国で2008年に制定された「多文化家族支援法」の立法趣旨に注目すべき、という点である。

2. 多文化家族とその子どもの数

日本における国際結婚は1978年の6280件から、2006年の4万4701件と4倍に増えた。その後、数は減り、2013年には2万1488件で、1988—89年頃の水準である。とはいえ、1989年以降毎年2万組の国際結婚が成立し、離婚もあるが、婚姻世帯の総数は相当数に達する。2010年国勢調査によると、日本における日本人と外国籍の夫婦数は31万9962である。うち、23万181組(71.9%)が夫日本人・妻外国人、8万9781組(28.1%)が妻日本人・夫外国人である。妻の国籍は中国7万262人、フィリピン6万9059人、韓国・朝鮮4万4193人などである。日本人と帰化者、シングル・パレンツの家庭も相当数存在する。

他方、厚生労働省の統計によると、父母の一方が外国という子どもの出生数は1995年以降、毎年約2万人である。2013年では1万9532人である。1995年から2013年までの19年間の累計では41万5112人となる。他に帰化した親と日本人との間に生まれた子ども・若者もいる。

まとめると、少なくとも日本人の夫か妻が32万人、外国籍の夫か妻が32万人、子ども・若者が40万人はいる。つまり、多文化家族の当事者は100万人を超える。

II. 多文化家族への支援

1. 行政機関の認識

政府の外国人政策、自治体の施策では国際結婚・多文化家族は独立して取り上げられていない。例えば、2006年の総務省『地域における多文化共生推進プラン』では外国人は「外国人住民」としてほぼ一括され、「外国人」「外国人労働者」「外国人の子ども」という語が散見されるだけである。実際、総務省職員はカテゴリー別の支援に慎重な意見だった(2014年訪問調査)。他方、2009年、内閣府の政策「共生社会」に定住外国人施策が加えられ、日系定住外国人施策が始まった。日系人を対象としたが、2010年の「日系定住外国人施策に関する基本方針」は「可能な限りこれらの[=日本に居住する=引用者]他の外国人に対しても施策の対象とすることが望ましい」として、他の外国人への適用を提案した。よって、外国人配偶者も「可能な限り」施策の対象となり得る。

2. 就労支援

外国人配偶者は言葉の壁もあり、現場労働、サービス業でのパート就労が多く、専門職・管理職への就労は限られる。対して、2009年、厚生労働省が始めた「日系人就業準備研修」が2015年度から「外国人就業・定着支援研修」と名称を変更し、日系人以外の外国籍者が参加しやすくなった。2014年の厚労省訪問でも名称変更について趣旨を伺ったが、これは前述の「基本方針」における支援拡大に沿った変更である。外国人配偶者も参加しており、就労支援として一定評価できる。

3. 外国人配偶者の人権

日本人の夫による外国人妻への暴力について、自治体窓口の対応が不十分ともいわれる。他方、市民団体が外国人妻を支援し、そのエンパワメントに努めている。市民団体の活動によって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（通称DV防止法）の2003年改正において、被害者の国籍を問わず法が適用されるように修正された（2014年 市民団体「カラカサン」訪問）。

4. 日本人配偶者等への働きかけ

日本人配偶者や親族が外国人配偶者の異なった文化・習慣・言葉に戸惑うことがある。彼らが配偶者の文化や言葉を学べるように、行政や市民団体が機会を提供すべきである。彼らが家庭の性的役割分業を見直すようなジェンダー教育も求められる。だが、そうした意識改革について行政の働きかけは十分ではない。他方、宮城県の「多文化ファミリー会とめ」は外国人の雇用など身近なテーマの講座を開き、夫、親族の意識改革に努めている（2015年訪問）。

5. 子どもの教育支援

国際結婚の子どもに対するいじめや不登校について、文部科学省に照会したところ、公立学校で日本語指導が必要な児童の中に国際結婚に関連する例があることは知っているが、そうした子どものみ取り出して指導しない、事情も掌握しきれていないという（2014年）。2012年 公立学校で日本語指導を必要とする外国人児童生徒は2万7013人おり、母語はポルトガル、中国、フィリピン、スペイン語などである。中国、フィリピン語が母語の子には国際結婚における「連れ子」が含まれる。そうした生徒には静岡県浜松市などが日本語教育や学習支援を行ってきた。「ピナットー外国人支援ともだちネット」、「フィリピン人移住者センター」など市民団体も支援を続ける（2014, 15年訪問）。

III. 当事者夫婦の声

日本人男性とフィリピン女性の夫妻への聞き書きによると、支援が必要だと感じた経験として、妻：病気で病院に行った時、舅ともめた時、夫：妻の異なった文化や習慣に戸惑った時、言葉やコミュニケーションで苦労した時などが挙げられた。そうした際、妻側の意見として、夫や、友人の在日フィリピン人に頼るといふ声もあるが、妻に対して、行政や市民団体による日本語学習支援、就労支援を求める夫の声もあった。望む支援としては「日本で働く際における労働に関連する権利を教える」（妻）、「行政に外国人向けのサービスがワンストップであらばいい」（夫）という声もあった。

IV. おわりに

多文化家族への支援について、他の外国人への支援と分けて考察すべきかどうか、判断は難しい。外国人配偶者への日本語学習や就労支援では、他の外国人と共通する課題を抱えるからである。しかし、夫による暴力、夫や親族への働きかけは国際結婚特有ともいえる問題・課題であり、独自の支援が必要と思われる。他方、内閣府の共生施策に関しては「他の外国人」へ適用は評価されるが、今後、日系人のみならず、外国人配偶者を含む外国人施策または政策の策定が求められる。そして、外国人の権利を保障する外国人基本法または多文化共生法の制定も必要である。その上で、当事者の数、特有の課題を踏まえて、韓国のような多文化族支援法の制定を検討すべきではないだろうか。

*本報告はJSPS科研費26285123による助成研究に基づく。

【参考文献】

- カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター・川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）2013.『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査』、カラカサン、同センター発行。
- 川村千鶴子編著 2012.『3・11後の多文化家族—未来を拓く人びと』明石書店。
- 近藤敦編著 2015.『外国人の人権へのアプローチ』明石書店。
- 佐竹眞明他 2015.「多文化家族への支援に向けて—概要と調査報告」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』第51巻第4号、2015年3月、49-84頁。
- 佐竹眞明他 2015.「東北・宮城、東海・愛知における多文化家族への支援」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』第52巻第2号、2015年10月刊行予定、全26頁。